

宮城県地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県と宮城県内全市町村が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 宮城県地方創生総合戦略及び宮城県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宮城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮城県と宮城県内全市町村が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

(事業の概要)

第3 東京圏の大学を卒業して、宮城県の企業に就業する者が第7①②の要件を満たす場合に、宮城県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

実施に当たって、宮城県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

(定義)

第4 宮城県地方就職支援事業における、東京圏及び条件不利地域を以下のとおりとする

(1) 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(2) 条件不利地域：東京圏において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

(交付金額)

第5 一人19,710円を上限とし、勤務地が宮城県内に所在する企業への就職活動での面接試験で実際に要した交通費の2分の1を支給する。

(交付回数)

第6 一人1回を限度とする。

(支給・返還)

第7 地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。
- b 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 宮城県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- b 卒業後に上記内定企業に就職し、宮城県内に移住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他宮城県又は宮城県内市町村が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が宮城県内に所在すること。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 宮城県内での勤務地限定型社員としての採用予定であること。

③ 申請・支給方法

（ア）申請

地方就職支援金の申請者は、申請書（様式 1）、内定先企業による証明書（様式 2）、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

（イ）支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 3）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

（2）地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして宮城県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）申請から 1 年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

（ウ）申請から 1 年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く）

（エ）就業から 1 年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

（ただし、退職日から 3 カ月以内に第 6 ②の要件を満たした宮城県内の別の企業に就業する場合を除く）

（オ）申請先市町村への転入日から 3 年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から 3 年以上 5 年以内に申請先市町村から転出した場合

（3）地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに宮城県に共有することとする。

（財源の負担割合）

第 8 財源の負担割合は、次のとおりとする。

地方就職支援金の地方負担については、宮城県が 2 分の 1、市町村が 2 分の 1 を負担することとし、宮城県は、当該 2 分の 1 に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(協力)

第9 宮城県と市町村は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、宮城県と宮城県内市町村が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和6年10月1日から実施する。